広報 もりよし

発行所　森吉町役場
編集　企画室
印刷所　米内沢　中央印刷所
発行部数　3,500部
1部 5円

阿仁部模擬市議会開催を協議

正副議長会誕生

去る十二月五日、午後三時より森吉町役場会議室において、阿仁部町村正副議長会が開かれました。

当日は次の八氏（全員）が出席し、活発な意見交換がなされました。

○出席議長氏名
阿仁町　近藤　竹雄氏
合川町　庄司　博氏
上小阿仁村　原田孝太郎氏
森吉町　北林　照助氏

○出席副議長氏名
阿仁町　田中　常雄氏
合川町　米倉　甚逸氏
上小阿仁村　田中　元俊氏
森吉町　佐藤新太郎氏

今後、定期的に、正副議長会を開いて、阿仁部の振興について協議することにし、最初の事業として、「阿仁部模擬市議会」を開催することを決めました。

一郡に匹敵する広大な面積と、四万人の人口を持つ阿仁部は、古来、産業経済風俗文化等凡ゆる面で共通一環性を持って来ただけにこの度の正副議長会発足は各方面から期待が寄せられている。

因みに、現在の阿仁部四カ町村の人口、世帯数は次のようになっています。

	人口	世帯数
阿仁町	九、五六五人	二、二〇一〃
合川町	一〇、六〇七人	二、七九九〃
上小阿仁村	六、二三一人	一、四二一〃
森吉町	一三、六〇八人	二、七九九〃
計	四〇、〇一一人	八、四五七〃
○世帯数	二、〇三六世帯	

献血に対し表彰状

第八回県公衆衛生大会において、当町は県内市町村のうち、只一つ、献血事業団体として、県知事の表彰を受けました。之ひとえに町民各位の協力のお蔭であります。

今後も一層、献血運動に御協力をお願いいたします。

（献血の知事表彰状）

新年祝賀会御案内

左記により、昭和四三年新年祝賀会を開きますので参加下さるよう御通知いたします。

記

一、日時　一月一日午前十一時
一、会場　米内沢公民館
一、会費　三〇〇円
一、申込　十二月二十五日まで、会費を添えて、役場企画室に申込み下さい但し急を要する場合は電話（三五〇番）でも結構です。名簿調製等準備の関係で、同日で〆切らせていただきます。
一、主催　森吉町長近藤富治郎

成人式・合同年祝の御案内

【成人式】
日時　昭和43年1月15日　午前11時30分から午後2時まで。
会場　前田公民館
新成人者のはんい　自　昭22年4月2日生　至　昭23年4月1日生
▽当日は時間におくれないように、また服装は簡素に願います。記念写真の代金一二〇円（郵送料を含む）持参、上履きも各自お持ちください。

【合同年祝】
日時　昭和43年2月1日（新暦）
会場　米内沢公民館及び前田公民館
88才、62才、42才、33才の該当者は、なるべく参加下さい。詳細は、公民館より御通知いたします。

年末防犯運動はじまる

年末には例年事故が激増するので、県警本部では、次の五つの重点事項を定め年末警戒をすることになりました。

当町でも、警察と提携して、火災防止を含めた全町一丸の年末防犯運動を展開しますので、御協力をお願い致します。

一、盗犯の防止
二、暴力事犯の追放
三、少年非行の防止
四、風俗営業等の取締り
五、交通の指導取締り

年末防犯強調期間

十二月二十一日より十二月三十一日まで

歳末多忙
みんなで手ぎわよく
早目に

川向・駅前チームが優勝

家庭バレーボール大会

（写真上は優勝の川向駅前チーム　左は準優勝の本郷下チーム）

十一月二十三日、前田中学校で第二回目の森吉町家庭バレーボール大会が行なわれ、川向、駅前チームが前年度優勝の本郷下チーム（米内沢）を破って町長杯を獲得しました。出場チームは次のとおり。

川向駅前―優勝、本郷下―準優勝、浦田―三位、前田―三位、本城、根森田、本郷上（計七チーム）

教育委員会のお話し

「昨年からはじめた一連のスポーツ教室（家庭バレーボール、民よう踊り、卓球スキー）がきっかけとなってスポーツをたのしみ、スポーツを家庭生活にとりいれる人がふえるように願っており、家庭バレーボール大会も、年毎に盛んになるよう関係各位のご協力をお願いします。」

歳末助け合い運動始まる

本年度の秋田県第十七回NHK才末助け合い運動は十二月一日から始まりました。生活に困っている人、重症心身障害児をかかえて心身が疲れている者、重い病気で長く入院療養を続けている人、社会福祉施設の中で暮している人など、みんな揃って、明るく楽しい正月を迎えようとするのが運動の趣旨であります。

当町では、日赤奉仕団（婦人会）が中心になって毎戸にサンタ袋を配付し、後程回収することになっております。

〆切は、配分などの関係で、十二月十五日までとなっておりますので、町民各位の絶大なる御協力をお願い申上げます。

年賀状は22日まであて名は正確に

（特別取扱い 12月15日より 28日まで）

年賀状は早目に…

年賀状の特別取扱は、十五日から二十八日までとなっていますが（一月一日付スタンプ）他局配達となれば二十二日までですから、なるべく同日までお出し下さい。

宛名を省略したりせずに明確に書いて下さい。

家族、同居人宛の場合は必ず世帯主名を書いて下さい。

又、小包は、十五日まで完全包装の上お出し下さい。

尚、お宅の表札は、年末にあたり、なるべく整備下さるようお願いします。

（郵便局）

農業のしおり

種子の更新

一にタネ、二にコヤシ
三にテイレ

昔から言われる様に作物を増収するには、タネを準備することが大切な事項の一つであります。それでは、良いタネとは、どんな条件が必要でしょうか。それは遺伝的に純粋であって異なった品種を混じないこと。適期に刈り取りされて豊満であること。乾燥が良くて胴割米や玄米を混ぜないこと。病害虫にかかっていないこと等が条件とされています。作物は同じ品種を同じ田圃に長年の間、連続して栽培すると、何時の間にかその形質の上に変化を来して、その結果、収量が次第に減少してゆくのが普通であります。この形質が退化劣変してゆく原因には、いろいろと考えられます。例えば、「突然変異」と称する変化によって、その品種の形質と全く異ったものが出来て、遺伝してゆく場合、又、「自然雑種」と言われますが、他の品種と交雑した為に不純なものとなり、子孫が様々な形態に分裂する場合、或は誤った採種法によって品種の特性が失われてゆく場合、又、作業中に他品種のタネを混入させる場合など、いろいろな原因の為に品種は次第に退化してゆくのが常であります。そこで、この品種の退化劣変を防ぐ手段として「種子の更新」が必要となって来るわけです。「種子の更新」は何と言っても、採種圃から生産された純正なタネを取り入れることです。今、試験場の原種と、民間で採種した種子の生産力を比較してみますと、試験場の原種が、民間採種よりも一〇アール当り、玄米で一八kg（反当り、一斗二升）の増収をしています。その上、品質も上っており増収が、こんな所にころがっています。良いタネで「種子の更新」をはかりましょう。（鷹巣農業改良普及所森吉支所）

みんなで明るい正月を

○健康には充分気をつけましょう
○年末年始の無駄遣いをやめましょう
○才末助け合いに協力しましょう
○火災、交通、防犯等無事故で正月を迎えましょう。

12月の家庭の日は17日です

誰でも一人変ると「家庭革命」が起き、最初に子どもが良く変る（青少年を立派に育てる運動）

議会だより

各委員会開催

十一月二十九日
○産業会館等建設特別委員会
協議事項
正副委員長の互選について
委員長　佐藤新太郎
副委員長　加賀　勝雄

十一月三十日
十二月一日二日間
○建設常任委員会
管内道路の現況調査について

十二月五日
第一回阿仁部町村正副議長会開催
当町役場会議室

十二月十二日
総務常任委員会

十二月定例会

十二月二十二日より開催

十二月定例会は、二十二日より開催し、今回は昭和四十一年度決算認定と補正予算等を審議する。

役場日誌（11月）

十一月二日　官公造林地調査説明会、米内沢財産区会
十一月四日　五味堀橋工事入札会
十一月六日　県消防課一行消防施設監査で来町
産業経済常任委員会
十一月七日　県観光課一行森吉山県立公園指定調査で来町
議会全員協議会
十一月九日　建設常任委員会
十一月十一日　官行造林地運材事業入札会
十一月十四日　小畑県知事来町
十一月二十五日　公立米内沢病院関係町村長会議
交通安全協会役員会
十一月二十七日　火葬場組合議会
課長会議
十一月二十八日　防火座談会
十一月二十九日　体育センター設置特別委員会
産業会館特別委員会
監査委員会
十一月三十日　建設常任委員会

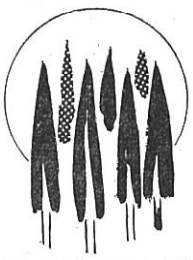

官行造林と米小建築資金について

昭和四十一年度より三年計画で建設中である米内沢小学校の建築資金充当のため、米内沢財産区では、町議会の承認を得て、寄延沢長下の官行造林立木を営林署並びに営林局にお願いして、払下申請をしていましたが、十月に約三、二〇〇〇立方米、一月には約七、〇〇〇立方米の払下げが認められることになり、只今、造運材事業を入札して木材搬出に拍車をかけています。十月分の払下げ代金は二、四八〇万円でした。この木材を売却した代金を町一般会計に繰出しして、米小の建築資金とするため米内沢財産区管理会は頑張っています。

「町の木」制定について

秋田県国土緑化推進委員会の提唱により、各町村では夫々「町の木」「村の木」を制定することになりました。これは、明年度、天皇、皇后両陛下をお迎えして、田沢湖町で全国植樹祭が開催されるので、それに加え、明治百年を記念して全県的に制定することになったのであります。

当町においても、去る十一月一日、五名からなる「町の木」選定委員会によって審議の結果、諸檜（モロビ）と決定しました。

諸檜は、もみ属の樹で、オオシラビソ又はオオリウセンといって、毛呂美、霊ひ、樫檜、白檜とも書き、アオモリトドマツの一種とも言われ、森吉山特有の針葉樹で、特殊な香気があり阿仁地方では、魔除け、落雷防止としてこれを燻じます。又、諸檜を神前に供して護符として身につけたり家の門口に吊したり、又、屋内の邪気を払う為、朝に燻ずる風習が古来なされて居ります。

森吉山をはじめ、町内の高山に繁茂し、町民は、「神木」として貴重に扱っている関係もあって、諸檜を「町の木」と選定いたしました。

これを機会に、山を緑にするため、植樹に努め、豊かな町づくりに御協力願います。

香典返しに一〇、〇〇〇円

米内沢　近藤正七氏

去る八日、米内沢新町、近藤正七氏は、先に逝去された厳父正吉氏の忌明にあたり、社会福祉のためにと町社会福祉協議会に一〇、〇〇〇円を御寄附いたしました。

◎人権相談

（人権を侵された場合適切な救済を得る為の相談）は、次の方に御遠慮なく申出下さい。

（米内沢）鈴木　勝治
森沢　朝子
（前田）奥山　哲英
金沢　ヒナ
の四氏

◎行政苦情相談

（官公庁等の役所仕事で困ったことは何でも相談する）は米内沢の竹田熊三郎氏にどしどし御相談下さい。

◎テレビ等の雑音

雑音防止についての相談は東北電力に御相談下さい。

◎火葬場使用料

火葬料は、大人二、一〇〇円、小人一、一〇〇円、霊柩車一〇kmまで一、四〇〇円です。亡くなられたら衛生上なるべく御利用下さい。（場所米内沢黒沢）

小作料の最高額が改正になりました

農地法施行規則の一部改正により、小作料の最高額が、田は従前の四倍、畑は二、五倍と改正になり、昭和四十二年分から適用されることになりました。

各等級別の十アール当りの最高額は次のとおりであります。

田の部		畑の部	
農地等級	10アール当りの額	農地等級	10アール当りの額
1級	5,688円	1級	1,170円
2級	5,444円	2級	2‘073円
3級	5,204円	3級	1,973円
4級	4,960円	4級	1,875円
5級	4,720円	5級	1.778円
6級	4,476円	6級	1,680円
7級	4,236円	7級	1,580円
8級	3,992円	8級	1,483円
9級	3,752円	9級	1,385円
10級	3,508円	10級	1,285円
11級	3,268円	11級	1,188円
12級	3,024円	12級	1,090円
13級	2,784円	13級	990円
14級	2,540円	14級	893円
15級	2,300円	15級	795円

出稼相談所

○家庭の日（十二月は十七日です）には毎月出稼先と留守宅のク手紙の交換クを忘れずにいたしましょう

○相談所宛の手紙の中から

――愛知県稲沢市稲沢町長永一番地、尾西毛糸KK内
石崎さよ氏より
――寄延出身16才――

前略　お手紙有難うございました。就労手帳は直ちにつきました。町報は楽しく拝見いたしました。私と姉さんは同じ部屋です。（六人）宮野さん（註相談所）、私の父さんも尾西毛糸に来ています。家には祖母と母だけです。正月休みは、十二月三十一日から一月六日まででですが、私は三日休んで、二日～五日まで働きます。正月休みに働くとお金も高いので頑張ります。秋田の人たちも皆な元気でいますので御安心下さい。では乱筆で失礼させていただきます。

慶弔だより（11月）

出生　おめでとうございます

（兼雄）土佐　長男
（登美男）森川　清　長男
（富一）石野　智　長男
（良三）松浦　華子　三女
（平左ェ門）大川　京子　四女
（福治）柴田　睦美　長女
（菊一）佐藤　信彦　長男
（勝雄）高橋　光子　長女
（作之助）藤島　務　二男
（信蔵）九島　博　長男
（佐太郎）金島　信　長男
（信夫）九島　希子　長女
（喜美）米倉　勉子　長女

婚姻　このよろこびをいつまでも

（忠男）土佐　羽根川　阿仁町
（子）松橋　大館市
（キミ）桑原　熊本県
（真鉄）庄司　桂　坂
（久美栄）古倉　信男　根森田　鷲ノ瀬
（石川あき子）吉田　森　東京都
（金男）吉田　吉　絹江
（仁一）庄司　豊　千葉県内
（昭子）佐久間　惣　千葉県
（和三）森川　長　新潟県
（隆子）田村　坂　山内
（良治）石川　羽根川　阿仁町
（ノリ子）福田　阿仁町
（光子）佐藤　十和田町　淵
（栄）保芦　山形県
（チサ）松浦　巻　淵
（孝）柴木　本　城
（義子）柴田　本　城
（勇作）板垣　本　城
（節子）徳島　佐賀県
（練）柴田　本　城
（蔵）工藤　合川町
（子）工藤　周治　田
（治）藤本　浦　田
（アイ）工藤　青森市
（子）藤本　大館市
（ツ）森田　浦　田
（守）保坂　新　丁
（光子）保坂　秋田市
（夫）森　秋田市
（子）松橋　大館市
（征）松橋　大館市
（子）松岡　鶴　田
（寛）塩井　秋田市
（成）九島　千葉県
（鉄男）保坂　大
（子）九島　温　町
（照作）秋元　神奈川
（子）野原　智
（子）秋原　神奈川
（久）野原　智

（定雄）土佐　桐　内
（悦子）渡辺　大館市
（三郎）逸見　横　沢
（光代）佐藤　須賀　淵
（洋一）三浦　合川町
（宏子）春日　五味堀
（繁）四津谷　前田駅前
（嘉）宮野　大館市
（豊）明石　神　館
（和子）佐藤　神　成
（育夫）春日　五味堀
（節子）山内　群馬県
（延）確　桐　内
（ヌキ）西根　桐　仁
（安雄）土佐　桐　内
（代子）千田　北海道　沢
（三男）藤島　高　巣
（キン）戸沢　高　巣
（聖）高田　新　能
（隆）松賀　能代市
（英久男）佐藤　浦　合
（子）工藤　浦　川
（芳三）柳山　浦　田
（重子）佐藤　大　淵
（紘八）庄司　浦　田
（陽子）小松　比内町
（重）武井　新　神
（子）安東　京　奈川県
（優子）遠藤　北海道
（照雄）北林　川　小
（ミツ）高橋　北海道　阿仁
（金治）柏木　白　坂
（正子）桜井　八幡平
（忠）川村　浦　田
（男）佐々木　鷹巣町
（子）佐岐　本　丁
（日出）長　平　田

死亡　おくやみ申し上げます

（父）吉田　倉　松
（徳太郎）八三　易五郎　聰太郎　岸　野　松
（源右ェ門）五八　若　松
（弥恵男）七〇　庄　司　キヌ
（祖母）七七　柴　田　ヌ
（米）七七　シカエ
（岩之助）六七　ロ　田　ス
（母）六六　川　口　ス
（信一郎）七五　工　藤　カ
（市太郎）六九　柳　徳　シ
（父）八七　柳　松　ヌ
（昭一）六六　久　吉　ヌ
（ミヨ）六七　松　蔵　ヌ
（母）七四　橋　徳　ヌ
（正）七三　近　松　ヌ
（父）八三　藤　吉　ヌ
（政芳）六八　椙　源之丞　ヌ
（母）六八　岡　ミツ　ヌ
（長）　ク　正　ヌ
（本）　フ　吉　ヌ
（大）　石　治　ヌ
（浦）　武　吉　ヌ
（小）　横　朗　ヌ
（父）　町　父　ヌ
（又）　横　ヌ
（岱）　町　ヌ

交通事故損害賠償の常識　②

前号では、賠償責任はだれにあるかについて述べましたが、今号では、賠償を請求する権利は、だれにあるかについて触れることにします。

先ず第一に、賠償請求の権利があるのは被害者本人です。もし被害者本人が死亡した場合は、その賠償請求権を、相続人がそっくりうけつぎますから、配偶者と子（胎児を含む）が損害賠償を請求できます。

だが、本人が独身だった場合は、父母、祖父母、または兄弟姉妹に（この順位で）相続権がありますからその状況に応じてそれぞれ賠償請求権者になるわけです。

相続人のうち、配偶者、子、父母については、精神的苦痛に対する慰謝料を請求できます。

（つづく）

（交通事故は、偶然に起こるのではなく、平素の〝心〟の響き）

また小又で火災

十日夕方

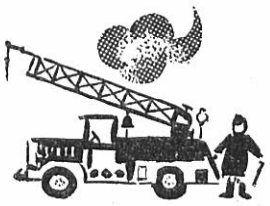

去る四月十日に四世帯の罹災があった小又部落で、この年の瀬を迎えた十二月十日午後三時半ごろ、住家二棟、非住家二棟を全焼しました。現場は、風が弱かったことと、すぐ後ろを阿仁川が流れているため、又消火栓が完備で水の便がよく、他への延焼をくいとめましたが、この年末の寒空に次の二世帯が焼け出され同情が寄せられています。一日も早く復興下さるようお祈りいたします。

罹災世帯
森川　三造　森川淳一郎

寝る前に火の点検　ブロパン・石油火が早い

ガスもれがないか、確かめ、元栓はかたくしめましょう。又、煙突の継目、腐触していないか常に点検いたしましょう。

新年消防　出初式
一月五日（予定）

国民年金の保険料を忘れずに納めましょう

国民年金は、としをとったり、病気やけがなどのために身体が不自由になったり、死亡した場合に老令年金、障害年金、母子年金などの給付を行ない、生活の安定が損なわれることを防止することを目的としていますが、その給付に必要な費用は、国民年金に加入している人がお互いに保険料（三十五才未満は月二百円三十五才以上は月二百五十円）を出し合い国もその保険料の二分の一に相当する額を同時に積み立て、その中から支給される仕組みとなっております。したがって、老令年金などの国民年金の給付が受けられる者は一定の条件に該当する者とされており、特に、老令、廃疾、死亡という事故の発生時点において、その前の一定期間について保険料が納付され又は免除されていることが必要とされております。この国民年金の保険料を納め忘れている人は、いざ老令年金を受けようとする年令になったときや、交通事故によってけがをしたり、死亡したときに、保険料を納めた期間が一定期間以上という要件に該当しなくなって、せっかくの給付が受けられなくなったりまた受ける年金額が少なくなったりします。このように保険料を納めていないと損をすることになりますので、保険料は忘れずに納めるようにしてください。

年金についてわからない事がありましたら役場（支所）年金係におたずねください。